

新潟県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

新潟県規則第4号

新潟県農業共済組合検査規則の一部を改正する規則

新潟県農業共済組合検査規則（昭和27年新潟県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(総則)</p> <p>第1条 農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）<u>第209条第1項から第3項までの</u>規定により、知事が、農業共済組合に対して行う検査は、法令の定めるところによるほか、この規則の定めるところによるものとする。</p> <p>(検査の請求)</p> <p>第3条 農業共済組合の組合員が、<u>法第209条第3項</u>の規定による検査の請求をしようとするときは、別記様式による検査請求書に<u>関係書類を添えて</u>知事に提出しなければならない。</p> <p>別記様式（第3条関係） 農業共済組合検査請求書</p> <p>(略)</p> <p><u>農業保険法第209条第3項</u>の規定により、下記のとおり、関係書類を添えて農業共済組合の検査を請求します。</p> <p>(略)</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）<u>第142条の2から第142条の4までの</u>規定により、知事が、農業共済組合に対して行う検査は、法令の定めるところによるほか、この規則の定めるところによるものとする。</p> <p>(検査の請求)</p> <p>第3条 農業共済組合の組合員が、<u>法第142条の4</u>の規定による検査の請求をしようとするときは、別記様式による検査請求書に<u>関係書類を添えて</u>知事に提出しなければならない。</p> <p>別記様式（第3条関係） 農業共済組合検査請求書</p> <p>(略)</p> <p><u>農業災害補償法第142条の4</u>の規定により、下記のとおり、関係書類を添えて農業共済組合の検査を請求します。</p> <p>(略)</p>

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。